

令和7年度青年農業者・新規就農者実態補完調査に係る担当者会議
次 第

日時：令和7年7月3日(木)10時00分～11時00分

日時：令和7年7月4日(金)14時00分～15時00分

方法：オンライン会議（ZOOM）

1 開 会

2 挨 拶

3 説 明

（1）令和7年度青年農業者・新規就農者実態補完調査の実施について

（2）同調査における留意点等について

4 質疑・応答

5 その他（情報提供等）

6 閉 会

1 新規就農者に関する調査結果（令和6年度調査）

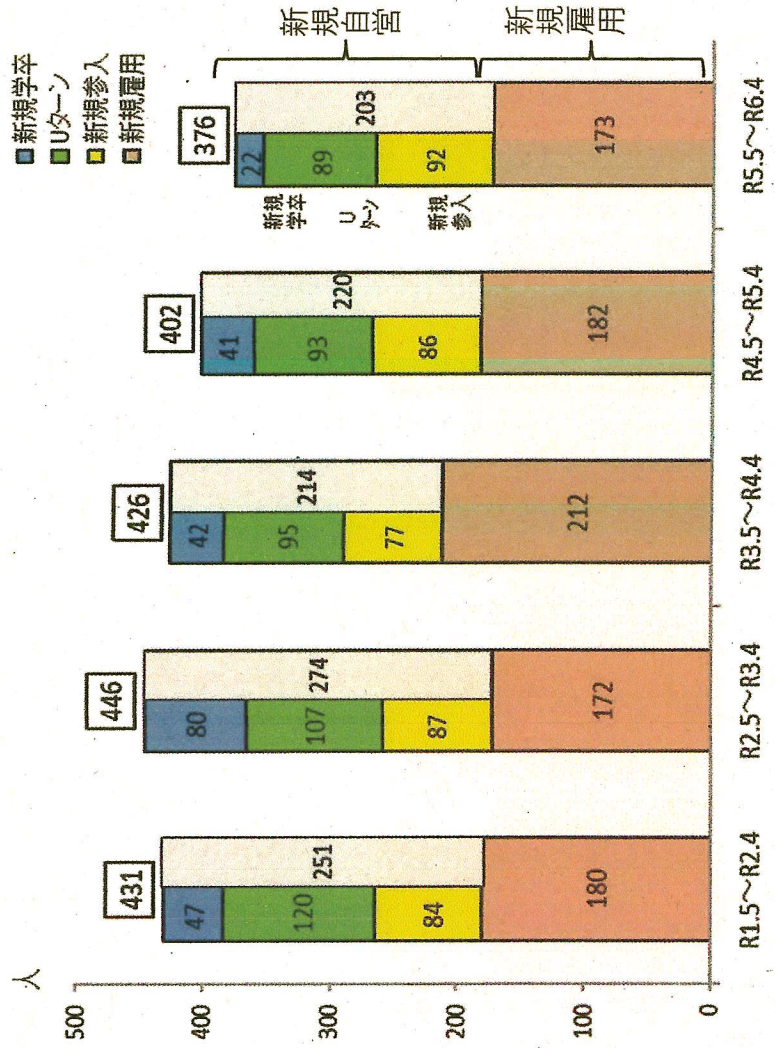
○新規就農者	合計	376人	[前期比	6%(26人)減]
(内訳) 新規自営就農者	小計	203人	[前期比	8%(17人)減]
うち新規学卒就農者	親元就農	22人	[前期比	46%(19人)減]
うちUターン就農者		89人	[前期比	4%(4人)減]
うち新規参入就農者		92人	[前期比	7%(6人)増]
新規雇用就農者		173人	[前期比	5%(9人)減]

○令和5年5月から令和6年4月までの間における
県内の新規就農者の総数は376人となった。
(前期比26人減)

○内訳

新規学卒就農者が前期より19人減の22人、U
ターン就農者が4人減の89人、非農家出身等の
新規参入就農者は6人増の92人、新規自営就
農者全体は17人減の203人となった。

県内の農業法人等の新規雇用就農者数は、前
期より9人減の173人となった。



新規就農者数
(令和6年度調査)

令和7年度(2025年度)青年農業者・新規就農者実態補完調査実施要領(案)

1. 目的

熊本県では、「くまもと新時代共創基本方針」に基づき、農林水産業への新規就業から経営安定までをトータルサポートするため、就業相談窓口の設置や技術習得研修の実施、就業時における初期投資への支援や円滑な経営継承に向けた支援体制の構築等により、多様な新規就農者の確保・育成を図っている。

そこで、本県における青年農業者や新規就農者の動向、就農後の定着状況等を的確に把握し、地域での支援やニーズに応じた支援施策の構築を継続して実施するため、青年農業者・新規就農者実態補完調査を実施する。

2. 調査実施主体 熊本県

3. 調査対象および内容

- (1) 青年農業者
- (2) 新規学卒就農者
- (3) Uターン就農者
- (4) 新規参入就農者
- (5) 農業法人等への就職者
- (6) 就農後定着している者

4. 調査時点・調査対象期間

- (1) 調査時点: 令和7年(2025年)5月1日
- (2) 調査対象期間: 令和6年(2024年)5月1日～令和7年(2025年)4月30日

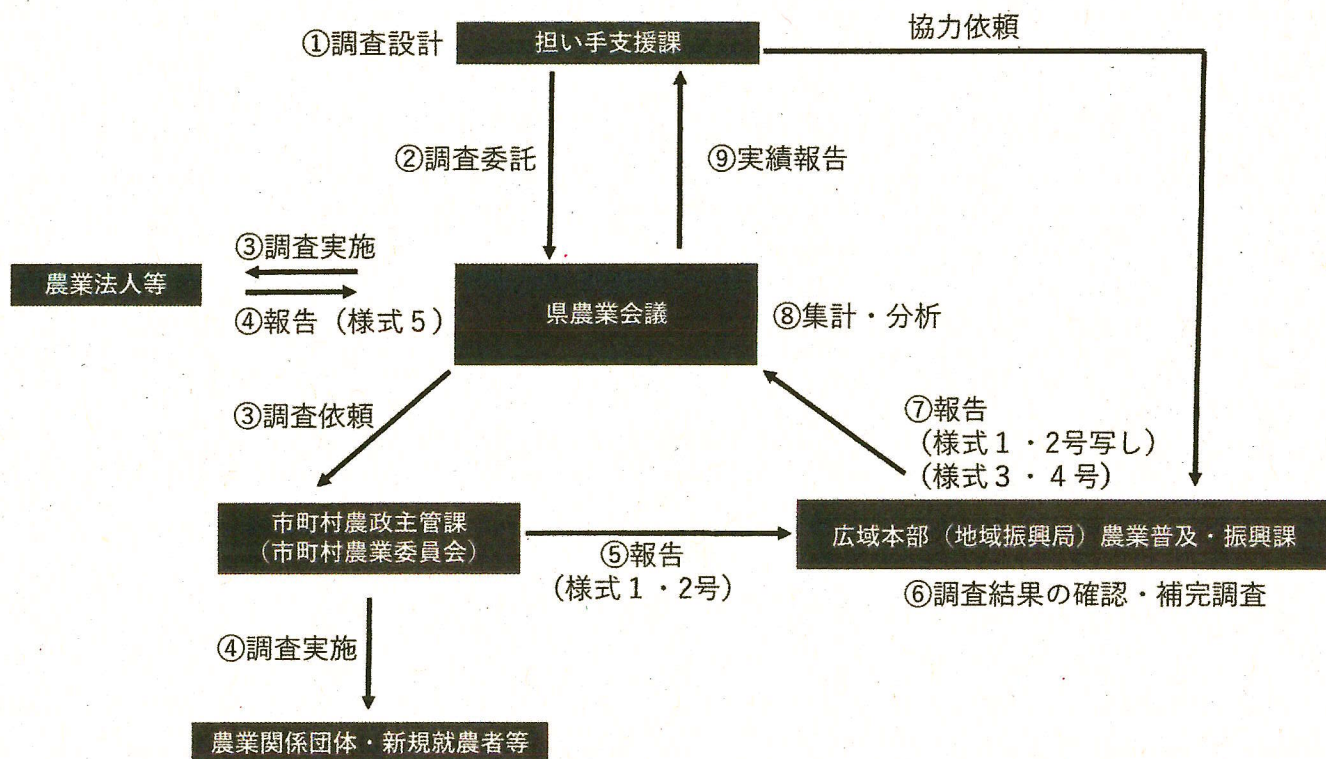
5. 実施方法

- (1) 調査業務を一般社団法人熊本県農業会議(以下「県農業会議」)に委託するものとする。
- (2) 調査実施期間 令和7年6月～11月

(3) 調査スケジュール

令和7年	6月上旬	県農業会議に調査委託
	7月上旬	各市町村農政主管課及び農業法人等に対し調査依頼 説明会開催(オンライン)
	9月	各市町村農政主管課から各広域本部(地域振興局)に報告 各広域本部(地域振興局)から県農業会議に報告
	10月中旬	2次補完調査の実施、農業法人等から県農業会議に報告
	11月～12月	県農業会議にて集計・分析
令和8年	3月21日	実績報告書提出

(4)調査フロー



■本調査で対象とする新規就農者

(1)親元就農者(新規学卒就農者、Uターン就農者)

農家世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が、学生から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者。

(2)新規参入就農者

調査期日前1年間に土地や資金を独自に調達(相続・贈与等によりの農地を譲り受けた場合を除く)し、新たに農業経営を開始した経営の責任者。

(3)新規雇用就農者

調査期日前1年間に新たに法人等に、雇用期間の定めのない正規の従業員(1週間の労働時間が35時間以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(雇用される直前の就業状態が農業従事であった場合を除く)。

令和7年度青年農業者・新規就農者実態補完調査の実施について（案）

令和7年（2025年）7月
熊本県担い手支援課
一般社団法人熊本県農業会議

1 調査対象者

調査区分については以下のとおりとする。

なお、配偶者については、7調査票記入にあたっての留意事項の（1）のイに従い、本調査の対象者とする。

R4年度より調査対象者の年齢の制限はありません。

（1）新規学卒就農者（農家の子弟）

ア 各種研修あるいは教育機関（義務教育・高等学校・農業大学校・短期大学・4年制大学及び試験研究機関等の研修）を、令和7年3月に卒業（修了）し、実家で就農した者で「自営農業への従事者が主」の者。

イ 各種研修あるいは教育機関を卒業後、国内外の農家等で研修を受け、調査時点から起算して過去1年以内に実家で就農した者で「自営農業への従事が主」の者。

ウ 農家出身で、上記の研修あるいは教育機関を卒業（修了）後、実家と同地域で独立就農した者で「自営農業への従事が主」の者。

エ 前年度調査時点で調査もれとなっていた者（令和2年度以降に就農した者）。

※ア、イ、ウ、エともに農大研修部卒は含まない

（2）Uターン就農者（農家の子弟）

ア 会社等の他産業に就職した後、調査時点から起算して過去1年以内に実家で就農した者で、「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」となった者。

イ 農家出身で、会社等の他産業に就職した後、調査時点から起算して過去1年以内に、実家と同地域で独立した者で「自営農業への従事が主」となった者。

ウ 前年度調査時点で調査もれとなっていた者（令和2年度以降に就農した者）。

（3）新規参入就農者

ア 新たに農業経営を開始した者のうち、非農家出身者で、「自営農業への従事が主」の者。

イ 前年度調査時点で調査もれとなっていた者（令和2年度以降に就農した者）。

（4）新規雇用就農者（事務職員、外国人技能実習生及び特定技能外国人を除く）

ア 農業法人等（実家が経営する法人を含まない）に、調査時点から起算して1年以内に雇用期間の定めのない正規の従業員（1週間の労働時間が35時間以上）として就職した者。

イ 前年度調査時点で調査もれとなっていた者（令和2年度以降の雇用就農者）

（5）就農後定着している者

過去5年間に就農した新規学卒就農者、Uターン就農者、新規参入就農者のうち、調査時点で「自営農業への従事が主」の者。

2 調査時点・調査対象期間

- (1) 調査時点：令和7年（2025年）5月1日
- (2) 調査対象期間：令和6年（2024年）5月1日～令和7年（2025年）4月30日

3 調査実施主体

市町村農政主管課（市町村農業委員会：協力機関）

4 調査様式

- (1) 様式1-1号 新規就農者用入力カード（個人用）
用途：新規就農者が記載する等し、新規就農者の状況を把握する様式
- (2) 様式1-2号 新規就農者用入力カード（個人：配偶者用）
用途：新規就農者の配偶者が記載する等し、新規就農者の状況を把握する様式
- (3) 様式2号 就農後農業に従事している農業者名簿
用途：過去に報告があった新規就農者の定着状況を把握する様式
- (4) 様式3号 新規就農者用集計表（地域集計表）
用途：様式1-1号、1-2号を集計し取りまとめる様式
- (5) 様式4号 就農後農業に従事している農業者集計表（地域集計表）
用途：様式2号を集計し取りまとめる様式

5 調査の方法について

(1) 市町村農政主管課

市町村農政主管課が保有している「認定新規就農者」、「経営開始資金(旧農業次世代人材投資事業・経営開始型)」、「就農祝い金」等の情報をもとに、調査実施要領等に基づき調査を実施する。

具体的には、農政主管課が保有する新規就農者のリストに加え、当方から送付した参考資料と突合せながら、新規就農者に電話・面談又は郵送等により〔様式1-1号〕、〔様式1-2号〕により新規就農者を把握する他、農業委員会等（認定農業者協議会会員、JA等）と連携しながら新規就農者の掘り起こしを行い、その結果について農政主管課において〔様式3号〕に整理し、〔様式1-1号〕及び〔様式1-2号〕の写しと併せて県広域本部（地域振興局）へ報告する。

また、過去5年間の新規就農者の定着状況については、当方から送付する〔様式2号〕に掲載の新規就農者に対して、農業委員会等（認定農業者協議会会員、JA等）と連携しながら定着状況の確認を行った後に〔様式2号〕を県広域本部（地域振興局）へ報告する。

(2) 市町村農業委員会

市町村農業委員会は、農政主管課と連携を図り、本調査に協力することとする。

具体的には、農政主管課の求めに応じ、調査対象期間内に新規就農希望者から農地の権利取得（貸借・売買）の申請等（農地法3条、基盤強化法等）が提出され、許可等を受けた新規就農者を整理するとともに、就農者の定着状況や後継者等の結婚を機会に就農した配偶者について掘り起こしや定着状況を、地域の実情に精通している農業委員・農地利用最適化推進委員へ調査を依頼・整理し農政主管課に報告する。

(3) 県各広域本部及び県各地域振興局 農業普及・振興課

管内の農政主管課から報告があった調査内容〔様式1-1号〕〔様式1-2号〕及び〔様式2号〕を確認・補完調査を行うとともに農業普及・振興課で内容を精査し、その結果を〔様式3号〕及び〔様式4号〕に取りまとめ、市町村農政主管課から提出があった上記〔様式1-1号〕、〔様式1-2号〕及び〔様式2号〕の写しと併せて1部を、県農業会議へ提出する。

6 調査提出期限

(1) 市町村農政主管課

令和7年9月5日（金）までに、所轄地域の農業普及・振興課へ提出する。

(2) 県各広域本部及び各地域振興局 農業普及・振興課

令和7年9月19日（金）までに、県農業会議へ提出する。

7 調査票記入にあたっての留意事項

(1) 市町村における名簿作成にあたって

ア 本調査が対象者とする新規就農者（年齢制限なし）

調査様式1-1号及び様式1-2で把握する①「新規学卒就農」、②「Uターン就農者」、③「新規参入就農者」については、年間（※就農から1年未満の者は就農後）の就業状況が「自営農業への従事が主」（年間の主な就業状況が農業である者）の者とする。

なお、様式2号の「自営農業への従事が従」とは年間（※就農から1年未満の者は就農後）の主な就業状況が他産業である者とする。

イ アの新規就農者には、配偶者も含むものとする。

なお、就農例毎の配偶者の就農形態は以下のとおり。

- ①教育機関を卒業→就農：新規学卒就農
- ②教育機関を卒業→家事手伝い→就農：新規学卒就農
- ③他産業に従事後→就農：Uターン就農
- ④他産業に従事後→家事手伝い→就農：Uターン就農
- ⑤夫婦ともに新たに経営を開始：新規参入

ウ 前年度調査時点で調査もれとなっていた者（令和2年度以降に就農した者）については、新規就農者として当該年度の就農形態に加えることができる。

エ 調査については、属人主義（営農している地域ではなく、居住している地域で判断し、把握するもの）ではなく、属地主義（居住している地域ではなく、主な生産活動を行っている営農地域で判断し、把握するもの）により調査を行う。

(2) 参考資料の活用方法について

ア 新規就農予定者名簿（参考3）

令和7年度以降に就農する予定である者のリストであり、調査時点で新規就農した可能性があることを確認するための資料。

イ 経営開始資金（旧農業次世代人材投資事業経営開始型）受給者名簿及び「雇用就農資金」等対象者リスト（参考4及び参考5）

新規就農者（新規雇用就農者含む）のリストを作成する際に活用する他、前年度調査時点の調査もれや定着状況を確認するための資料。

青年農業者・新規就農者実態補完調査 就農形態の定義早見表

番号	就農形態	定義
1	新規学卒就農者	(1) 各種研修あるいは教育機関（義務教育・高等学校・農業大学校・短期大学・4年制大学及び試験研究機関等の研修）を、令和7年3月に卒業（修了）し、実家で就農した者 (2) 各種研修あるいは教育機関を卒業後、国内外の農家等で研修を受け、調査時点から起算して過去1年以内で実家に就農した者で「自営農業への従事が主」の者 (3) 上記の研修あるいは教育機関を卒業（修了）後、農家出身で、実家と同地域で独立した者で「自営農業への従事が主」の者 ※(1)、(2)、(3)ともに農大研修部卒は含まない
2	Uターン就農者	(1) 会社等の他産業に就職した後、調査時点から起算して過去1年以内に実家で就農した者で、「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」となった者 (2) 会社等の他産業に就職した後、調査時点から起算して過去1年以内に、実家と同地域で独立した者で「自営農業への従事が主」となった者
3	新規参入就農者	新たに農業経営を開始した者のうち、非農家出身者で、「自営農業への従事が主」の者
4	新規雇用就農者	調査時点から起算して1年以内に雇用期間の定めのない正規の従業員（1週間の労働時間が35時間以上）として農業法人等に就職した者（事務職員、外国人技能実習生及び特定技能外国人を除く） ※実家が経営する農業法人に就職・就農した者（例：1戸1法人の後継者等）は含まない。
5	就農後定着している者	過去5年間に就農した新規学卒就農者、Uターン就農者、新規参入者のうち、調査時点で「自営農業への従事が主」の者

※国の新規就農者数調査に習い年齢制限を撤廃しております。

※青年農業者・新規就農者実態補完調査に係る留意点

1 配偶者の就農形態の取り扱い

配偶者の就農形態の取り扱いについては、以下の表1のとおりとする。

表1 配偶者の就農形態の区分表

就農形態	配偶者(今回)の就農形態	
	職歴なし	職歴あり
新規学卒 Uターン	①②新規学卒	③④Uターン
新規参入	⑤新規参入	

〔就農例毎の配偶者の就農形態〕

- ① 教育機関を卒業→就農：新規学卒就農
- ② 教育機関を卒業→家事手伝い→就農：新規学卒就農
- ③ 他産業に従事後→就農：Uターン就農
- ④ 他産業に従事後→家事手伝い→就農：Uターン就農
- ⑤ 夫婦ともに新たに経営を開始：新規参入

2 前年度調査時点で調査もれとなっていた者の取り扱いについて

前年度調査時点で調査もれとなっていた者については、過去5年間（令和2年5月1日）まで遡って、該当就農形態に加える。

3 調査時点とはいつ時点のことを言うのか

本年度については、令和7年（2025年）5月1日時点とする。

実態補完調査 様式について

1 様式1号-1 新規就農者用入力カード（個人用）

(1) 用途

新規就農者が記載する様式（新規就農者の状況を把握する）

(2) 調査の流れ

農業会議⇒市町村（電話聞き取り or 郵送）⇒新規就農者⇒市町村⇒県広域本部（地域振興局）

2 様式1号-2 新規就農者用入力カード（個人：配偶者用）

(1) 用途

新規就農者（配偶者）が記載する様式

(2) 調査の流れ

農業会議⇒市町村（電話聞き取り or 郵送）⇒新規就農者⇒市町村⇒県広域本部（地域振興局）

3 様式2号 就農後農業に従事している農業者名簿

(1) 用途

市町村が記載する様式（新規就農者の定着状況を把握する）

(2) 調査の流れ

農業会議⇒市町村⇒県広域本部（地域振興局）

4 様式3号 新規就農者用集計表

(1) 用途

市町村及び普及が取りまとめる様式（1, 2の集計用）

(2) 調査の流れ

市町村⇒広域本部（地域振興局）⇒農業会議

5 様式4号 就農後農業に従事している農業者集計表

(1) 用途

広域本部（地域振興局）が取りまとめる様式（3の集計用）

(2) 調査の流れ

広域本部（地域振興局）⇒農業会議

6 様式5号 新規雇用者名簿（市町村にも調査の旨を同時に通知）

(1) 用途

農業法人が記載する様式（雇用就農者把握）

(2) 調査の流れ

農業会議⇒農業法人⇒農業会議

新規就農者用入力カード（個人：配偶者用）

＜調査対象者について＞

・就農済の夫又は妻の経営に配偶者が就農した場合は、本様式により報告してください。

なお、就農の定義は、年間の就業状況が「自営農業への従事が主」の者で、青色申告の専従者給与を受けている者等

氏 名		生年 月 日 年齢	年 月 日 歳	性別	男 女
(※参考)上記氏名の夫 又は妻の氏名		就農前の居住地 ※農業研修期間は 含まない。		・県内 ・県外 (県)	
市町村名		※どちらかに○。			
就農時期	令和 年 月 ~				
最終学歴 (該当する番号に○をつけて ください。)	① 義務教育卒 ② 高等学校卒(農業系) ③ 高等学校卒(その他) ④ 農業大学校卒 ⑤ 農大研修部卒 ⑥ 短大・専門学校卒 ⑦ 大学卒 ⑧ 研修・研究機関 ⑨ その他()				
農業に関する研修やイン ターン等の経験	研修やインターンの経験 ① 有 ・ ② 無 研修(インターン)先:				
就農状況 (①～④のうち、該当するも のに○をつけ、必要事項を 記入してください。)	① 新規学卒就農(農家の子弟で学校等卒業と同時に実家に就農) ----- ② 他産業からのUターンで実家に就農 Uターン前の職業() Uターン理由 () ----- ③ 新規参入(他産業から新たに参入した非農家出身者) ・就農地出身の有無(・就農地出身 ・就農地出身以外) (※就農地出身の範囲は、市町村単位で判断下さい) 参入前の職業(任意記入) 参入理由 () ----- ④ 農業法人等への就職 法人等名() 所在地 () 独立希望の有無(ア 有 イ 無) 独立後の予定経営作物()				
経営類型 (右欄に販売金額 1 位の経 営作目の番号、その下段に 品目を記載してください。)	① 稲作・麦作 ② 雑穀・いも類 ③ 工芸作物 ④ 露地野菜 ⑤ 施設野菜 ⑥ 果樹類 ⑦ 花卉・花木 ⑧ 酪農 ⑨ 肉用牛 ⑩ 養豚 ⑪ 養鶏 ⑫ その他		経営類型: 品目:		
組織の加入状況 (複数回答可能、該当する 項目に○をつけ、必要事項 を記入してください)	① 加入している → ② 加入する予定 ③ 加入していない		加入している組織 ① 青年農業者クラブ(4H クラブ) ② JA 青壮年部 ③ その他()		
経営開始資金(旧農業次世代人材投資事業経営開始型)受給の有無 (該当する番号に○をつけてください。)			① 有(予定含む) ② 無		

新規就農者用入力カード(個人用)

氏 名		生年 月日 年齢	年 月 日 歳	性別	男 女
現 住 所	〒 市 郡		就農前の居住地 ※農業研修期間は 含まない。 ※どちらかに○。	・県内 ・県外 (県)	
電話番号 FAX	TEL: FAX:				
最終学歴 (該当する番号に○をつけて ください。)	① 義務教育卒 ②高等学校卒(農業系) ③高等学校卒(その他) ④農業大学校卒 ⑤農大研修部卒 ⑥短大・専門学校卒 ⑦大学卒 ⑧研修・研究機関 ⑨その他()				
農業に関する研修やインターン等の経験	研修やインターンの経験 ① 有 ・ ② 無 研修(インターン)先:				
就農時期	令和 年 月 ~				
就農状況 (①~④のうち、該当するものに○をつけ、必要事項を記入してください。)	①新規学卒就農(農家の子弟で学校等卒業と同時に実家に就農) ----- ②他産業からのUターンで実家に就農 Uターン前の職業() Uターン理由 () ----- ③新規参入(他産業から新たに参入した非農家出身者) ・就農地出身の有無(・就農地出身 ・就農地出身以外) (※就農地出身の範囲は、市町村単位で判断下さい) 参入前の職業(任意記入) 参入理由 () ----- ④農業法人等への就職 法人等名() 所在地 () 独立希望の有無(ア 有 イ 無) 独立後の予定経営作物()				
経営類型 (右欄に販売金額1位の経営 作目の番号、その下段に品 目を記載してください。)	①稲作・麦作 ②雑穀・いも類 ③工芸作物 ④露地野菜 ⑤施設野菜 ⑥果樹類 ⑦花卉・花木⑧酪農 ⑨肉用牛 ⑩養豚 ⑪養鶏 ⑫その他			経営類型: 品目:	
組織の加入状況 (複数回答可能、該当する項目に○をつけ、必要事項を記入してください)	① 加入している } ② 加入する予定 } ③ 加入していない			加入している組織 ①青年農業者クラブ(4Hクラブ) ②JA 青壮年部 ③その他()	
経営開始資金(旧農業次世代人材投資事業経営開始型)受給の有無 (該当する番号に○をつけてください。)	① 有(予定含む) ② 無				

就農後農業に従事している農業者名簿

取扱注意

(注意点)

○この様式には、過去5年(令和2年度～令和6年度)の調査で把握した新規就農者(新規学卒・Uターン・新規参入)を記載しております。

○現在記載されている情報は昨年度(令和6年5月1日時点)のもので、確認をお願いします。

○このリストに記載の方々の、令和7年6月1日時点の定着状況について、確認をお願いします。加章・修正を行った場合は、赤字で記載をお願いします。

※1 当調査で新規就農者としてカウントした年度を記載しています。

※2 死亡や不明など

※3 分かる範囲で就農前の居住地を記載ください。

番号	地域名	市町村名	就農 年度 (※1) (調査把握 年度)	氏 名	性別	年 齢	住 所	経営類型	主な品目	農業従事の有無				認定農業 者の有無	経営開始資 金(旧農業 次世代人材 投資事業経 営開始型) 受給の有無	就農前の 居住地 県外・県内 ※3	備 考 (離農理由等)
										自家農業 への従事 が主	自家農業 への従事 が従	兼業	その他 (※2)				
1	〇〇	〇〇市町村	R6年度	A	男	28	熊本県〇〇市△△1	⑤施設野菜	イチゴ	○					○	県内	
2	〇〇	〇〇市町村	R6年度	B	男	48	熊本県〇〇市△△2	⑦花卉・花木	カスミソウ	○						県内	
3	〇〇	〇〇市町村	R6年度	C	男	44	熊本県〇〇市△△3	⑦花卉・花木	トルコキキョウ、ユリ	○		○				県外	・他県へ転出
4	〇〇	〇〇市町村	R6年度	D	男	47	熊本県〇〇市△△4	⑨肉用牛	築地	○						県内	
5	〇〇	〇〇市町村	R6年度	E	男	46	熊本県〇〇市△△5	④露地野菜	不明	○			○			県内	・他産業の会社へ就職 ・離農理由: 収入が低いため
6	〇〇	〇〇市町村	R4年度	G	男	27	熊本県〇〇市△△7	⑦花卉・花木	トルコキキョウ	○						県内	
7	〇〇	〇〇市町村	R4年度	H	女	26	熊本県〇〇市△△8	⑦花卉・花木	トルコキキョウ	○						県内	
8	〇〇	〇〇市町村	R4年度	I	男	46	熊本県〇〇市△△9	①稲作・麦類	水稻	○	○					県外	・会社員との兼業
9	〇〇	〇〇市町村	R3年度	J	男	27	熊本県〇〇市△△10	⑤施設野菜	トマト	○					○	県内	
10	〇〇	〇〇市町村	R3年度	K	男	23	熊本県〇〇市△△11	⑧酪農	酪農	○			○			県内	・他市町村へ転出、離農かどうか不明
11	〇〇	〇〇市町村	R3年度	M	男	41	熊本県〇〇市△△12	⑦花卉・花木	トルコキキョウ	○			○			県外	・他市町村へ転出、転出先不明
12	〇〇	〇〇市町村	R2年度	N	男	38	熊本県〇〇市△△13	⑦花卉・花木	トルコキキョウ	○				○		県内	
13	〇〇	〇〇市町村	R2年度	O	男	32	熊本県〇〇市△△14	④露地野菜	キャベツ	○			○			県内	・〇〇年離農。 ・離農理由: 思ったように収益が上がらなかった
14	〇〇	〇〇市町村	R2年度	P	男	34	熊本県〇〇市△△15	④露地野菜	キャベツ	○						県内	

就農後農業に従事している農業者集計表 (地域名:)

[illegible]

新 規 雇 用 者 名 簿

法人等名(雇用主):

所： 佳

卷之四

●(※)社説

新規雇用者の該当について(以下の該当する項目に☑して下さい)

該當者【有】

【集】物類彙編

※標準装【有】の機会に以下の内容に回答をお願いします

番号	氏名	年齢	性別	採用年月日	最終学歴(※2)	勤務地のあ る市町村名	就業前の居 住地	就職日の居住区域の ①電気の供給がなされる 地域

記入例

※記入上の留意事項

- 令和6年(2024年)5月11日～今年7年(2025年)4月30日の間に、雇用期間の定めのない正雇の従業員(1週間の労働時間が35時間以上)として雇用契約を締結した方(雇用される雇先の就業状況が兼業であった場合を除く。)を記入ください。また、昨年年月もご記入下さい。
- ※外国人技能実習生及び特定技能外国人は対象になりません。
- ※事業継続計画(BCP)は提出しません。

- 2 当該情報は個人情報のため、ご記入に当たってはご本人様の了解のもとご記入頂きますようお願いいたします。なお、本調査に係る個人情報のご利用に関しては、「個人情報保護に関する法律（平成5年法律第77号）」を遵守して適正に管理するとともに、本県の青年農業者や新就農者の動向等を的確に把握し、ニーズに応じた支援施策の構築や現場での継続的な支援を行うためのシステム作り以外の目的には使用しません。」

3. 録音機、録音テープ、録音機に関する事項については、以下の分類に従い、番号(①～④)で記入してください。

経営類型(※1)	最終学歴(※2)
①制作・製作	①高等教養卒
②建設・土木類	②高等学校卒(職業系)
③工芸作物	③高等学校卒(その他)
④露地野菜	④専門学校卒
⑤施設野菜	⑤高大附修部卒
⑥真菊類	⑥短大・専門学校卒
⑦花卉・花木	⑦大卒
⑧蔬菜	⑧研修・研究機関
⑨肉用牛	⑨その他
⑩養豚	
⑪養鶏	
⑫その他	

※本調査の提出先(FAX:メールでの回答可)

三 862-8570 龍本市中區永接街18號101室 呼 龍本市中區永接街18號101室 龍本市中區永接街18號101室

TEL: 096-384-3333

FAX: 096-385-1468 mail: 43ninaite@nca.or.jp

参考 1

令和7年度青年農業者・新規就農者実態補完調査の流れ及び役割分担

I 新規就農に関する調査

- 1 市町村農政主管課が保有している「認定新規就農者」、「経営開始資金(旧農業次世代人材投資事業・経営開始型)」、「就農祝い金」等の新規就農者に関する情報をリストアップする
- 2 上記の名簿に加え、「新規就農予定者名簿」、「『雇用就農資金』等対象者リスト」、「経営開始型受給者リスト」を確認し、1のリストに必要な応じて追加。
- 3 様式2号を確認し、1のリストと重複者がいないかを確認。
併せて、前年度調査時点で報告がもれていた場合は、1のリストに必要な応じて追加。
- 4 1のリストに掲載された農業者に電話等で確認するか、又は「様式1-1号」「様式1-2」号を郵送やメールで送付する場合は送付文(送付文書例をご参照下さい)を添えて送付する。
- 5 1のリスト以外に新規就農者が存在する可能性があるため、農政主管課の求めに応じて、農業委員会等(認定農業者協議会、JA等)は地域の実情に精通している農業委員・農地利用最適化推進委員等に対して、1のリストに掲載すべき新規就農者がいるのかを確認し、掲載すべき新規就農者がいた場合は、農政主管課へ情報を繋ぐ。
- 6 農政主管課と農業委員会等は新たに存在した新規就農者をリスト1への掲載及び調査方法(農政主管課による郵送・電話による調査方法をとるか、又は農業委員会等へ調査を依頼するか)を協議し、調査を実施する。
- 7 農政主管課は、調査結果を取りまとめ、様式3号に入力し、「様式1-1号」「様式1-2」の写しを添えて、管轄の県広域本部(地域振興局)に報告。
- 8 県広域本部(地域振興局)は内容を確認し、必要な応じて補完調査を行った後、県農業会議に「様式1-1号」「様式1-2」の写しを添えて、様式3号を期日までに報告する。

II 定着状況に関する調査

- 1 農政主管課は「様式2号」に掲載してある新規就農者の定着状況について、定着状況を電話等で確認する他、不明な場合は必要な応じて農業委員会等へ協力を依頼する。
- 2 農業委員会等は、地元に精通している農業委員・農地利用最適化推進委員等へ様式2号の定着状況について確認し、農政主管課へ定着状況を報告する。
- 3 農政主管課は、2の定着状況を様式2号へ追記・修正し、管轄の県広域本部(地域振興局)に報告。
- 4 県広域本部(地域振興局)は様式2号の内容を様式4号に取りまとめ、必要な応じて補完調査を行った後、県農業会議に様式4号を期日までに報告する。

令和7年 月 日

各 位

〇〇市(町村) 〇〇課長

令和7年度新規就農者実態調査へのご協力について(お願い)

当市(町村)の事業推進につきまして、日頃からご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、熊本県を中心に毎年実施している標記実態調査については、本県の新規就農者の就農状況の動向を把握する貴重な基礎資料となっており、本県農業及び当市(町村)の担い手対策を講じていくうえで必要不可欠な調査となっているところです。

この度、熊本県から調査依頼があったことから、当市(町村)が保有している情報をもとに調査のご協力をお願いしたく通知させて頂きました。

つきましては、調査の趣旨につきましてご理解をお願いするとともに、お忙しい中大変恐縮ですが、下記の書類につきまして、ご返送(FAX又はメールでの返信も可)又はご持参頂きますようお願い申し上げます。

記

1 調査様式

(1) 様式1-1号 新規就農者用入力カード(個人用)

(2) 様式1-2号 新規就農者用入力カード(個人:配偶者用)

- ・ 配偶者が就農していない場合は様式1-2号の提出は不要です。
- ・ 令和7年5月1日現在の調査時点で過去1年間(令和6年5月1日～令和7年4月30日までに)に就農した方です。

2 提出先及び提出期限

(1) 提出期限: 令和7年〇月〇日()

(2) 提出先: 〇〇市(町村) 〇〇課 担当者: 〇〇〇〇宛

住所:

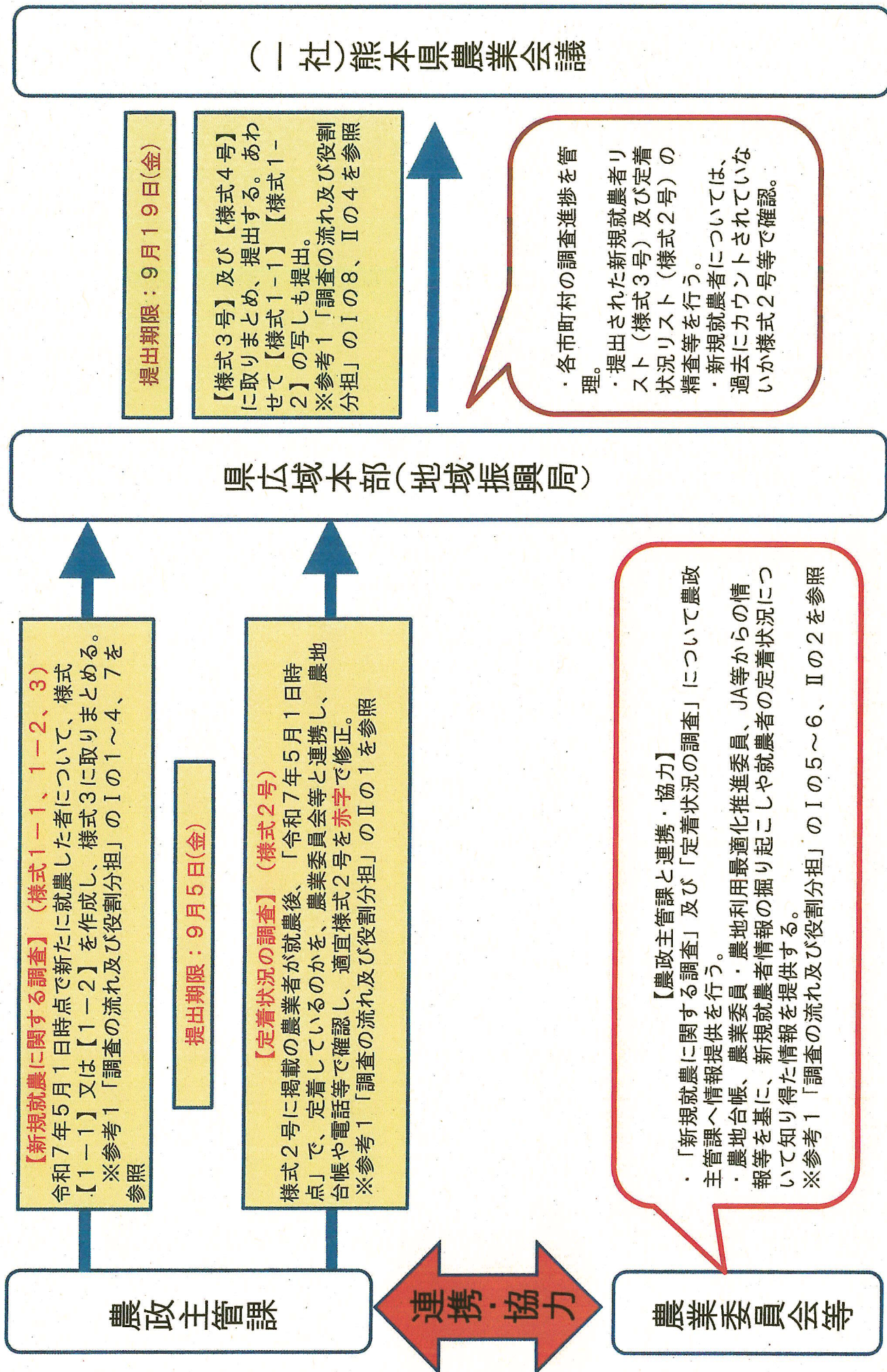
電話:

FAX:

eメール:

3 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、「個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)」を遵守して適正に管理するとともに、本調査以外の目的には使用致しません。





「令和7年度 青年農業者・新規就農者実態補完調査」

ご協力をお願い

熊本県では、本県における青年農業者や新規就農者の動向、就農後の定着状況等を適格に把握し、現場での継続的な支援やニーズに応じた支援施策の構築を図るため、毎年、新規就農者の把握に向けた調査を実施しています。

この調査については、本県の担い手支援に向けた重要な基礎資料となるものです。農業委員・農地利用最適化推進委員及び JA 担当者等の皆様に、ご協力をお願いします。

○調査対象となる新規就農者

令和6年5月1日～令和7年4月30日の間に新たに就農された方

(新規学卒就農・Uターン就農・新規参入・結婚後に就農された配偶者)

○具体的な調査への協力について

上記の新規就農者の情報(氏名・年齢・住所等)をお持ちでしたら、**農業委員会事務局**または**市町村農政主務課**へ情報提供をお願いします。

○協力いただきたい期間: **令和7年7月～9月5日**まで

(参考)

令和6年度新規就農者数: 376人

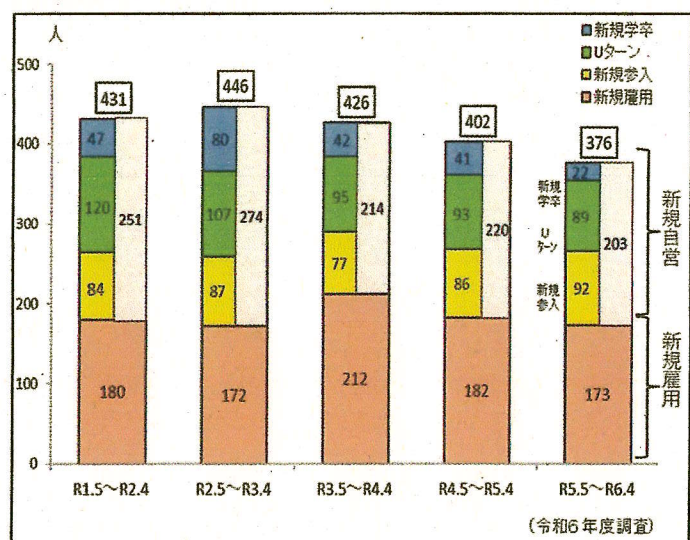
内訳

新規学卒就農者: 22人

Uターン就農者: 89人

新規参入者: 92人

雇用就農者: 173人



○情報提供先: ○○市町村農業委員会・○○市町村○○課

(個人情報の取扱いについては、適切に管理します)

参考3

取扱注意

令和7年度就農予定者名簿

No.	地域	氏名	年齢	住所	電話	就農予定年度	就職就農・進学・研修予定先	出身学校名等	備考1	備考2
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										

参考 4

経営開始型受給者リスト

取扱注意

【R6採択開始資金】交付対象者選択項目情報

No.	姓	名	姓 (カナ)	名 (カナ)	氏名	生年月日	年齢	性別	郵便番 号	住所	電話番号	農家・非農家の 別	個人・法人の 別	就農形態	営農類型(名 称)	作目1	作目2
1	●●	●●	▲▲	▲▲	●●●●	〇〇年〇〇月〇〇日	〇	男	●●●●●●	★★★	●●●●●●-●●●●	非農家	個人経営	新たに農業経営を開始	△△	〇〇	☆☆
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

「雇用就農資金」等対象者リスト（令和6年度事業採択研修生リスト）（例）

No.	地域	市町村	農業法人等名	郵便番号	(農業法人) 住所	研修生氏名	年齢	採用日	最終学歴
1	菊池	菊池市	A	〇〇〇-〇〇〇〇	菊池市〇〇〇	農業 一郎	20	R7.4.1	④農業大学校卒
2	阿蘇	阿蘇市	B	〇〇〇-〇〇〇〇	阿蘇市〇〇〇	農業 二郎	27	R7.4.1	③高等学校(その他)
3	熊本	熊本市	C	〇〇〇-〇〇〇〇	熊本市中央区〇〇〇	農業 三郎	26	R7.4.1	⑥大学卒
4	上益城	山都町	D	〇〇〇-〇〇〇〇	山都町〇〇〇	農業 四郎	22	R6.10.1	②高等学校(農業系)
5	八代	八代市	E	〇〇〇-〇〇〇〇	八代市〇〇〇	農業 五郎	26	R6.10.1	⑥大学卒
6	大津	大津町	F	〇〇〇-〇〇〇〇	大津町〇〇〇	農業 六郎	44	R6.9.1	③高等学校(その他)
7	菊池	菊池市	G	〇〇〇-〇〇〇〇	菊池市〇〇〇	農業 七郎	41	R6.9.1	⑥大学卒
8	熊本	熊本市	H	〇〇〇-〇〇〇〇	熊本市北区〇〇〇	農業 八郎	32	R6.8.1	③高等学校(その他)
9	熊本	熊本市	I	〇〇〇-〇〇〇〇	熊本市西区〇〇〇	農業 九郎	29	R6.8.1	⑥大学卒
10	玉名	和水町	J	〇〇〇-〇〇〇〇	和水町△△△	農業 十郎	27	R6.8.1	③高等学校(その他)

(案1)

農担 号
熊農会議第 号

令和7年(2025年)7月7日

各市町村農政主管課長 様
各市町村農業委員会会長 様

熊本県農林水産部生産経営局
担い手支援課長
(公印省略)

一般社団法人熊本県農業会議会長
(公印省略)

令和7年度青年農業者・新規就農者実態補完調査の実施について(依頼)

本課及び本会議の事業推進につきまして、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記実態補完調査については、本県の新規就農者や青年農業者の就農状況の動向を把握する貴重な基礎資料となっており、本県の担い手対策を講じていくうえで必要不可欠な調査となっております。

つきましては、別紙「令和7年度青年農業者・新規就農者実態補完調査実施要領」に基づき標記調査を実施いたしますので、ご多忙中恐縮に存じますが、農政主管課及び農業委員会等の関係機関で情報を共有いただき、本調査にご協力頂きますようよろしくお願いいたします。

なお、本実態補完調査の実施に当たっては、個人情報の取扱いにつきましても、各市町村の個人情報保護条例を踏まえ、取扱いには十分ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1 送付資料

- (1) 令和7年度青年農業者・新規就農者実態補完調査の実施について
- (2) 令和7年度青年農業者・新規就農者実態補完調査実施要領
- (3) 青年農業者・新規就農者実態補完調査 就農形態の定義早見表
- (4) 送付文書例(様式1-1号及び様式1-2号を送付される際に利用)
- (5) 実態補完調査様式について
- (6) 調査様式
 - ① 様式1-1号 新規就農者用入力カード(個人用)
 - ② 様式1-2号 新規就農者用入力カード(個人:配偶者用)
 - ③ 様式2号 就農後農業に従事している農業者名簿
 - ④ 様式3号 新規就農者用集計表(市町村・地域集計表)

⑤ 様式4号 就農後農業に従事している農業者集計表（地域集計表）

● [留意事項]

「③様式2号 就農後農業に従事している農業者名簿」では、令和2年度～令和6年度までの5か年間、本調査で把握した新規就農者を記載しています。

過去5年間の新規就農者の「就農後の定着状況調査」は、この名簿での確認をお願いします。

なお、添付されていない市町村については、本調査で過去5年間に新規就農者がいない市町村になります。

(7) 参考資料

- ① 参考1 調査の流れ及び役割分担
- ② 参考2 調査の流れイメージ図
- ③ 参考3 新規就農予定者リスト
- ④ 参考4 経営開始型受給者リスト
- ⑤ 参考5 「雇用就農資金」等対象者リスト
- ⑥ 参考6 調査協力をお願い（チラシ）

● [留意事項]

「参考3～参考5」が添付されていない市町村は、現時点で本会が把握している該当者がいない市町村ですが、必ずしも該当者がゼロと確定するものではありませんのでご留意いただくとともに、リストに漏れている方の実態把握をよろしくお願いします。

2 提出等について

- (1) 提出物：調査様式の様式1-1号（写）、1-2号（写）、様式2号及び様式3号を管轄の県広域本部（地域振興局）農業普及・振興課へ提出する。
- (2) 提出期限：令和7年9月5日（金）（市町村→広域本部（地域振興局））
- (3) 具体的な調査の実施については、別添「令和7年度青年農業者・新規就農者実態補完調査の実施について」を参照ください。

3 本調査に係るお問合せ先

一般社団法人熊本県農業会議（農政・担い手対策課）

担当：松嶋

TEL：096-384-3333（直通）

FAX：096-385-1468

メール：43ninaite@nca.or.jp

(案2)

農担第 号
熊農会議第 号

令和7年(2025年)7月7日

県広域本部 農業普及・振興課長 様

(熊本・菊池・八代・天草)

各地域振興局 農業普及・振興課長 様

(宇城・玉名・鹿本・阿蘇・上益城・芦北・球磨)

熊本県農林水産部生産経営局

担 手 支 援 課 長

(公 印 省 略)

一般社団法人熊本県農業会議会長

(公 印 省 略)

令和7年度青年農業者・新規就農者実態補完調査の実施について(依頼)

さて、標記の実態補完調査について、別添写しのとおり各市町村農政主務課及び農業委員会へ依頼しましたのでお知らせいたします。

つきましては、ご多忙中恐縮ですが、下記により取りまとめ及び報告について、ご協力賜りますようお願いいたします。

記

1 報告期日・提出物

(1) 報告期日：令和7年9月19日(金)

(2) 提 出 物：様式1-1、1-2の写し及び様式3号及び4号(地域集計表)

2 本調査に係るお問合せ先

一般社団法人熊本県農業会議(農政・担い手対策課)

担当：松嶋

TEL：096-384-3333(直通)

FAX：096-385-1468

メール：43ninaite@nca.or.jp

※ 提出物についてはこちらのアドレスへ送付をお願いします。

令和7年度青年農業者・新規就農者実態補完調査 調査スケジュール（案）

令和7年7月3日（木）、4日（金）
一般社団法人熊本県農業会議

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| 1 市町村等担当者会議(オンライン) | 7月 3日（木）、4日（金） |
| 2 市町村等での調査実施 | 7月上旬～8月下旬 |
| 3 市町村→広域本部（地域振興局等）への報告期限 | 9月 5日（金）【必着】 |
| 4 広域本部（地域振興局等）→農業会議への報告期限 | 9月19日（金）【必着】 |
| 5 調査結果の集計・分析等 | 9月～12月 |
| 6 調査結果報告書の整理及び県との調整等 | 1月～2月末まで |
| 7 実績報告書等の提出 | 3月上旬 |
| ※ 農業法人への雇用就農調査
（農業会議から農業法人へ直接調査） | 7月中旬～8月下旬【必着】 |

実態に即した調査を実施するための調査手法例

○把握が難しいパターン：親元就農者や農業法人雇用就農者等

(4Hクラブ未加入者、経営開始資金や就農支援各種補助事業を活用していない新規就農者)

○具体的な調査手法例

1. 農業経営改善計画認定申請書による確認

経営の構成欄を確認し(5年前のものと比較)、新たに息子等が追加されていた場合は、新規就農扱いでできる可能性が高い。

2. JA等の農業団体や産地支援を行っている農業普及・振興課員等への確認

直接生産者と関わる機会の多い各担当者から情報を集める。

3. 農業法人・農業者への確認

農業参入法人や法人協会等には農業会議から調査を行うが、それ以外の法人は調査ができていないケースもある。日頃の業務の中で情報提供する時に調査について周知する。

4. 新規就農者への確認

新規就農者の横のつながりを活用し、身近に新規就農者がいないか確認する。

★上記の他、『この調べた方をすると把握がしやすい』だったり、『この組織に情報が集まっている』等情報がありましたら、ぜひ情報提供をお願いします。

相談・派遣 無料

センターHPは
こちら ▼▼▼



経営を
改善したい

法人化
したい

農業法人等に
就職したい

第三者に
継承したい

農業を
始めたい



©2010熊本県くまモン

親から
経営を
引継ぎたい

**就農から経営発展、継承までを
ワンストップで相談対応します。**

お問い合わせ先

熊本県農業経営・就農支援センター

(一社) 熊本県農業会議内

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1(県庁 本館9階)

TEL 096-384-3333 FAX 096-385-1468 Email center@kuma-farm.jp

受付 月曜日～金曜日(年末年始・祝日を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00

「熊本」で農業をはじめよう!

令和7年度 第1回

熊本県新規就農 セミナー&相談会

新規に農業を
始めたい

農業の研修を
受けたい

農業法人に
就職したい

農業に
ついて詳しく
知りたい

2025年8月9日(土)

時間

(第1部) 12:00~13:40

新規就農セミナー

- ・就農までの道筋について
- ・新規就農事例発表

(第2部) 13:40~16:00

個別相談会(関係機関による)

場所

熊本城ホール3階会議室

熊本市中央区桜町3番40号

TEL: 096-312-3737

入場無料

服装自由

事前予約制

事例発表者紹介



山本さん(不知火)

家族との時間を大切にしたいとの思いから脱サラをして、JA声北でカンキツの研修後、園地を第三者継承して新規就農

南さん(トマト)

妻の出身地である玉名市に移住して、以前から興味があった農業に就くため、JA玉名での研修を経て、新規就農



お問い合わせ

熊本県農業経営・就農支援センター

(事務局: (一社) 熊本県農業会議)

熊本市中央区水前寺6丁目18-1(熊本県庁内)

TEL: 096-384-3333

主催: 熊本県農業経営・就農支援センター【熊本県 (一社) 熊本県農業会議】

協力: (一社) 熊本県農業法人協会

イベント詳細・参加予約は
HPをご確認ください。



雇用・人材育成に係る農林水産省補助事業

雇用就農資金



全国農業会議所は、50歳未満の就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な農畜産物の生産技術・経営に関するノウハウ等を習得させるための研修を実施する農業法人・個人農業者に対して資金を交付する「雇用就農資金」令和7年度第2回の募集を実施します。

応募申請を希望する場合は、令和7年7月1日(火)から8月4日(月)(必着)までに**雇用就農資金公式HP**の「応募申請フォーム」等より申請を行ってください。

◎**雇用就農者育成・独立支援タイプ**：農業法人や個人農業者が就農希望者を雇用し、農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を交付

◎**新法人設立支援タイプ**：農業法人や個人農業者が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す者を雇用して実践研修を実施する場合に資金を交付

助成内容

支援タイプ	助成期間	助成額 ※1,2
雇用就農者育成・独立支援タイプ	最長 4年間	年間1人当たり最大60万円(月額5万円) ※3
新法人設立支援タイプ		年間最大120万円(月額10万円) (3-4年目は最大60万円)(月額5万円)

※1) 各タイプともに、支援対象となる従業員が多様な人材(障がい者、生活困窮者、刑務所出所者)の場合は、年間最大15万円が加算されます。

※2) 事業実施期間が3ヶ月未満の場合は助成金は交付されません。

※3) 雇用就農者育成・独立支援タイプは1経営体当たりの新規採択人数は年間5人まで、かつ3人目以降の助成額は年間最大20万円となります。

募集期間等

募集期間	支援対象となる 従業員の採用・就業開始日 ※1	支援期間
2025年7月1日～ 8月4日	2024年10月1日～ 2025年6月1日	2025年10月1日～ 2029年9月30日

※1) この間で採用・就業開始し、原則、雇用保険や法人は厚生年金・健康保険の資格取得も必要となります。

応募申請意向 (FAX : 096-385-1468)

【経営体名】	【代表者氏名】	【担当者氏名】
【主な作目】	【E-mail】	【TEL】
【第2回募集申請予定人数】	【訪問相談】(事務所に訪問し、要件や申請方法等の相談対応が可能です)	
人	☐ 希望する(希望される場合は、チェックを入れて下さい)	

※電話番号を記入頂いた場合、当会議担当者から確認の電話をいれさせて頂く場合があります。

事業実施にあたっての主な要件

必ず募集要領で詳細をご確認ください！

農業法人等の要件

- ① 概ね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）等であり、**地域計画に農業を担う者として位置付けられている又は位置付けられる見込みがあること**
- ② 十分な指導を行うことのできる指導者（当該農業法人等の役員又は従業員で、5年以上の農業経験を有する者等）を確保できること。
- ③ 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること（独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約で可）。
- ④ 働きやすい職場環境整備に係る項目の2つ以上に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。
- ⑤ 雇用保険及び労災保険に加入させること（法人の場合は厚生年金保険・健康保険にも加入）。
- ⑥ 1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること（新規雇用就農者が障がい者の場合は20時間以上で可）。
- ⑦ 過去5年間に本事業、農の雇用事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上いる場合、当該就農者の農業への定着率が2分の1以上であること。
- ⑧ 研修内容等を就農に関するポータルサイト（農業をはじめ.jp）に掲載すること。
※研修内容登録ページ [リンク](#) 熊本県内の研修内容掲載情報 [リンク](#)
- ⑨ 国が提供する農業経営人材育成研修プログラムの中級コースのうち「労務管理」の科目を修了している、又は支援開始後1年以内に修了すること [リンク](#)



新規雇用就農者の要件

- ① 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する50歳未満（採用時点）の者であること。
- ② 支援開始時点で、採用・就業開始して4ヶ月以上12ヶ月未満であること。
- ③ 過去の農業就業期間が5年以内であること。
- ④ 原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと。
- ⑤ 過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金（準備型）等で同様の研修を受けていないこと。（但し、農業大学校等の農業経営者育成教育機関での研修は不問）



応募～採択後の流れ



事業に関する問合せ先

（一社）熊本県農業会議 岩崎・樫木・清原・出田

※〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 TEL096-384-3333、FAX096-385-1468、E-mail：43koyousyuunou@nca.or.jp

応募申請方法

[雇用就農資金 応募](#)

[検索](#)

[ひのくにねっと](#)

[検索](#)

※「雇用就農資金」に係る募集要領や応募申請様式、オンライン申請フォームは、募集期間内で上記で公開します。